

贈与税の納税猶予の継続届出書
 (所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

猶予整理簿	検算
※	※

税務署印
 受付

 税務署長
 令和____年____月____日

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 (電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日			昭和____年____月____日 平成____年____月____日	

- 1 納税猶予の適用を受けた贈与税額 _____円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2) _____円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 業務執行権を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日

(添付書類)

- この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書
- 特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※欄は記入しないでください。

記載方法等

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに、引き続いて贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日までに提出してください。

- 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。
- 2 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 4 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 5 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。